

【22 釈 文】新田郡境村桑苗木植付け報告

(明和六年：一七六九)

乍レ恐書付を以奉ニ申上一候

一先達而差苗木植差之儀、空地并永荒場等有レ之候ハ、植差可レ致旨、度々御廻状を以被ニ仰付一奉レ畏候、当村之義、空地其外永荒場等一切無ニ御座一候故、小前百姓持分田畑之間々江、桑式百七拾本植付させ申候所、不レ残根付申候、依レ之書付を以御注進申上候、以上

上野国新田郡境村

名主

太郎兵衛^印

明和六年丑六月

与頭

庄兵衛^印

飯塚伊兵衛様

御役所

【22 読み下し文】

恐れ乍(なが)ら書付を以(もつ)て申し上げ奉り候
一先達(せんだつ)て差苗木植え差しの儀、空地並び永荒場
(えいあれば)等これ有り

候はば植え差し致すべき旨、度々(たびたび)御廻状を以て仰
せ付けられ畏(かしこ)み奉り候、

当村の義、空地其の外永荒場等一切(いっさい)御座無く候故、
小前(こまえ)百姓持ち分田畑の間々(まま)へ、桑式百七拾
本植え付け

させ申し候所、残らず根付き申し候、これに依り書付を以て御
注進(ちゆうしん)

申上げ候、以上

上野国新田郡境村

名主

太郎兵衛^印

明和六年丑六月

与頭

庄兵衛^印

飯塚伊兵衛様

御役所